

# 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会コンプライアンス規程

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 役職員の責務等
- 第3章 コンプライアンス推進体制
- 第4章 その他

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）のコンプライアンスに係る必要な事項を定めることにより、協会の業務執行の公正性を確保し、もって協会に対する社会的信頼の維持・向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「コンプライアンス」とは、協会の業務並びに役員及び職員の職務の執行に際し、法令等を遵守し、社会からの要請に適合させることをいう。
- (2)「法令等」とは、法令又は行政上の通達・指針等（外国におけるものを含む。）、定款、協会の規程等、社員総会決議、理事会決議のほか、社会的規範や倫理等協会が定款第3条に定める目的を実現するために求められる様々な「規範」、「倫理」を含むものとする。
- (3)「協会の規程等」とは、協会の内部手続により制定する規程及び要綱、要領その他の内規をいう。
- (4)「役員」とは、協会の理事及び監事をいう。
- (5)「職員」とは、協会の指揮命令下において職務を執行する全ての者（派遣職員、ボランティア職員を含む。）をいう。

## 第2章 役職員の責務等

### (役員及び職員の責務)

第3条 役員及び職員は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、コンプライアンスの重要性を深く認識し、法令等を遵守するとともに職務を公正かつ誠実に執行しなければならない。

2 役員及び職員は、自らの業務の執行に当たり、以下の行為を行ってはならない。

なお、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号については、その職を退いた後も同様とする。

- (1) 公序良俗及び法令等に違反する行為。
  - (2) 他の役員及び職員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆、示唆又は強要。
  - (3) 他の役員及び職員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認、支援、幫助又は黙認。
  - (4) 他の役員及び職員若しくはその他の者からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾又はこれらの者との共謀。
  - (5) 暴力、パワーハラスメント又はセクシュアルハラスメントその他のハラスメント（いじめ等を含む。）、各種差別行為。
  - (6) 反社会的勢力（暴力団や暴力団員、その準構成員、暴力団関係企業やこれらに準じる者）との一切の関係及び取引行為。
  - (7) 汚職や贈収賄その他の不適切な行為及びこれらを誘引する行為。
  - (8) 協会の事業への関与により知り得る関係者及び協会の機密情報を第三者に漏えいする行為。
- 3 前項各号に該当する行為を行った役員及び職員には、法令及び協会の定める規程等に基づく処分が課されるものとする。
- 4 役員及び職員は、協会の規程等に従い、継続的にコンプライアンス研修を受けなければならない。

(通報)

第4条 役員及び職員は、他の役員及び職員が前条第2項各号に該当する行為等、コンプライアンスに抵触する行為を行っている若しくは行うおそれのあることを知った場合又は適切な措置を執らないためにコンプライアンスに違反する事態を招くおそれ（以下「コンプライアンス被疑事象」という。）が生じた場合は、協会の規程等に従い、速やかにその事実を通報・相談（以下「通報等」という。）しなければならない。

- 2 協会は、通報等を内部通報として受け付けるための内部通報受付窓口を設置する。
- 3 内部通報窓口への通報等への対応は、この規程に定めるほか、協会が定める内部通報規程の定めに従うものとする。

(役員及び職員による違反行為への対処等)

第5条 役員及び職員についてコンプライアンス被疑事象が発覚したときは、協会等において調査を行い、協会は、調査結果を踏まえ、法令及び協会の定める規程等に基づき、適切に対処するとともに、厳正に扱うものとする。

### 第3章 コンプライアンス推進体制

(コンプライアンス委員会の設置)

第6条 この規程の実効性を確保し、協会事務局におけるコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第7条 委員会は、総務局を所掌する副事務総長（以下「副事務総長」という。）に直属し、協会内の他の組織から独立した組織とする。

- 2 委員会は、コンプライアンス委員長（以下「委員長」という。）及びコンプライアンス委員（以下「委員」という。）で構成される。
- 3 委員長は、総務局長とし、委員会の業務を統括する。
- 4 委員は、各局の局長から構成する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者又は専門的な知見を有する者の出席を求め、事実の報告を受け、また意見を徴することができる。
- 6 協会の監事は、オブザーバーとして委員会に参加できるものとする。

(権限)

第8条 委員会は、次に掲げる事項について権限を持つ。

- (1) コンプライアンスに関する基本方針、計画及び体制に関すること。
  - (2) コンプライアンスに関する調査、企画、立案に関すること。
  - (3) コンプライアンスに関する規程等の策定に関すること。
  - (4) コンプライアンスに関する教育・研修に関すること。
  - (5) コンプライアンスに関する監督、検査及び監査に関すること。
  - (6) 前号の監督等により指摘した事項に対する改善策の検討及び提言に関すること。
  - (7) 前号の改善又は再発防止策の実施状況のモニタリングに関すること。
  - (8) コンプライアンスに係る内部通報に関すること。
  - (9) その他コンプライアンス推進に関する必要な事項。
- 2 委員会は、議事の結果等を副事務総長に報告するものとする。
  - 3 各部署は、委員会よりその職務に関連して協力要請があった場合には、それに協力する義務を負う。

(委員会の開催)

第9条 委員会は、必要に応じて開催する。

(議事録)

第10条 委員会の議事については、議事録を作成するものとする。

(事務局の設置)

第11条 委員会の活動を補佐するため、コンプライアンス委員会事務局（以下「事

務局」という。)を設置する。

- 2 事務局は、コンプライアンス委員会事務局長（以下「事務局長」という。）及びコンプライアンス委員会事務局職員（以下「事務局職員」という。）で構成される。
- 3 事務局長は、総務担当部長とする。
- 4 事務局職員は、総務部員とする。

（事務局の職務）

第12条 事務局は、委員長の指示に基づき、次に掲げるコンプライアンスに係る体制の構築及び推進に関することをその職務とする。

- (1) 委員会の事務に関すること。
  - (2) コンプライアンスに関する研修の実施に関すること。
  - (3) コンプライアンスに関する通報等の対応に関すること。
  - (4) その他コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進について必要な事項に関すること（委員会の職務に含まれるものを除く。）。
- 2 事務局は、前項に定める職務を実施する上で必要と認められる範囲において、協会における全ての部署、役員及び職員を対象に、議事録、帳票、書類及び資料の提出を求め、又は事実の説明その他必要な事項につきこれを聴取し、若しくはその回答を求めることができる。

（コンプライアンス担当理事）

第13条 協会事務局におけるコンプライアンスの統括及び推進のため、コンプライアンス担当理事として、第7条第1項の副事務総長を充てる。

- 2 コンプライアンス担当理事は、協会事務局のコンプライアンス全般に係る事項を所掌し、総務局又は委員会に指示をして、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
  - (1) コンプライアンス施策の実施責任者
  - (2) 職員のコンプライアンス違反对応の総括責任者
- 4 コンプライアンス担当理事は、次に掲げる事項について検討、審議、又は実施し、その結果を事務総長に報告する。
  - (1) コンプライアンスに関する通報等の対応に関すること。
  - (2) 委員会の検討、審議結果に関すること。
  - (3) コンプライアンスに関する研修の実施に関すること。
  - (4) その他コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進について必要な事項に関すること（委員会の職務に含まれることを除く。）。

（コンプライアンス統括責任者）

第14条 各局におけるコンプライアンスの統括及び推進のため、各局にコンプライアンス統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

- 2 統括責任者は、各局の局長とする。
- 3 統括責任者は、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を

自局の部長から、コンプライアンス推進担当者（以下「推進担当者」という。）を自局の職員から、それぞれ指名し、自局のコンプライアンスを推進する。

- 4 推進責任者及び推進担当者は、委員会の指示に基づき、各局におけるコンプライアンスを推進する。
- 5 推進責任者は、コンプライアンスの推進状況を統括責任者に報告し、当該報告を受けた統括責任者は、委員会及び事務局の指示に基づき、これを委員会に報告しなければならない。

## 第4章 その他

（所管）

第15条 この規程の所管は、総務局総務部とする。

（補則）

第16条 協会の内部通報に関して必要な事項は、事務総長が別途定める。

2 この規程の実施に関して必要な事項は、コンプライアンス委員長が別に定める。

（改廃）

第17条 この規程の改廃は、理事会の決定をもって行う。

附 則

この規程は、令和5年3月13日から施行する。